

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 翔南会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県島原市湊町 350 番地

(3) 設立認可年月日 平成 17年 8月 31日

(4) 設立登記年月日 平成 17年 9月 13日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人翔南会 山崎産婦人科医院	4210321420	長崎県島原市湊町 35 0 番地	一般病床 19 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

該当無し

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 9月 30日 令和 5年度決算の決定及び理事・監事の選任

令和 7年 7月 31日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 翔 南 会
所在地 長崎県島原市湊町 3 5 0 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	111,613	I 流 動 負 債	95,994
II 固 定 資 産	203,518	II 固 定 負 債	95,768
1 有 形 固 定 資 産	184,059		
2 無 形 固 定 資 産	1,081	負 債 合 計	191,762
3 そ の 他 の 資 産	18,378	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	34,000
		II 積 立 金	89,369
		純 資 産 合 計	123,369
資 産 合 計	315,131	負債・純資産合計	315,131

様式 4－2

法人名 医療法人 翔 南 会
所在地 長崎県島原市湊町 3 5 0 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	359,861
2 事業費用	320,639
本来業務事業利益	39,222
事業利益	39,222
II 事業外収益	3,709
III 事業外費用	1,322
経常利益	41,609
IV 特別利益	107
V 特別損失	533
税引前当期純利益	41,183
法人税等	11,018
当期純利益	30,165

様式 2

法人名 医療法人 翔 南 会
所在地 長崎県島原市湊町 3 5 0 番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	315,131 千円
2. 負 債 額	191,762 千円
3. 純 資 産 額	123,369 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	111,613
B 固 定 資 産	203,518
C 資 産 合 計 (A + B)	315,131
D 負 債 合 計	191,762
E 純 資 産 (C - D)	123,369

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 翔 南 会
理事長 山 崎 健 太 郎 殿

私は、医療法人翔南会の令和 6 会計年度(令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び個別注記表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 9 月 2 7 日

医療法人 翔 南 会

監 事 大 野 友 道